



石川孝重
Takashige Ishikawa
日本女子大学教授

日本建築学会における建築倫理教育への取り組み —倫理観の醸成と合意形成、説明能力を身につけるための建築倫理教育

Effort for Establishment of Ethics Education of Architects and Building Engineers in Architectural Institute of Japan

Summary

The present state of efforts for establishment of ethics education of architects and building engineers is described. I summarize AIJ questionnaire

survey's outlines and those results to understand the present state of ethics education in the companies and higher education institutions.

1. はじめに 一設計者に求められるもの

建築物は所有者のいる私有物でありながら、いったん造られれば街を構成する要素となり、貴重な社会的資産になる。したがって建築物を社会に存在させることの意味、それが長らく社会で使われること、維持管理の容易さ、地球環境を守ること、壊してしまえば膨大な産業廃棄物になり得ることなど、もろもろの社会的要素を設計に組み込むことが必要な時代になってきた。少なくとも世に産み出したものの責務として、設計者は建築主や使用者にそれらのことについて説明する必要がある。ここしばらくのパラダイムシフトによりこれらの社会的要求は強く厳しいものがあるが、それに添うだけではなく、社会と建築物の関係を見据えたプロフェッショナルとしての卓越した設計思想と、一般建築主では捕えにくい長期的展望のもとでの責任ある判断が求められ、説明、表現する能力もまた問われている。

現代社会は潔癖すぎるほど、不公平、不誠実や嘘を嫌い、信頼を求めている。それだけ危機迫る不安定な時代になったともいえる。地球環境のために建物を長く使う時代になればなるほど、専門家はただ造ることだけ考えていればよいというわけでない。最近私が提唱している建築社会学的視座からいえば、技術者の長期的展望、倫理、その具体的表現（性能について建築主等と合意を形成するための話し合い、説明する能力等々）もまた当然のように求められる。

2. 倫理をめぐる日本建築学会の歩み

日本建築学会は、創立から113年目に当たる1999年5月に、それまでの懸案であった倫理綱領と7項目の行動規範を策定した。2002年7月には、論文・作品の発表の場におけるピアレビューに関する倫理規程を発表した。

2003年10月には本会編集の教材である『建築倫理用教材』を刊行した（図1）。この背景には次の2点があった。①UIAにおける建築家の国際的相互認証を目的とした各国の資格制度や教育制度の相互承認へ向けた動き、②国内では技術者教育プログラムの審査・認定を行うJABEE（日本技術者教育認定機構）の発足。いずれも倫理教育の実施を要求しているが、我が国の建築界には適切な教科書がないと

の危機感から、初学者向けに編まれたものである。

2004年7月には倫理委員会が設置され、倫理に関する検討が開始された。その翌年である2005年10月に日本全体を震撼させた耐震強度偽装事件が発覚した。耐震安全性がこれほどまでに世間の注目を集めた例はなく¹⁾、構造設計、建築士制度から専門教育の隅々に至るまで、その影響は現在も続いている。社会に与えた影響の大きさから、本会は2005年12月に健全な設計・生産システム構築のための特別調査委員会を発足させ、翌2006年9月には提言・解説を発表し、早急に取り組むべき課題を明らかにした。

偽装問題は耐震偽装にとどまらず、食品から耐火性能など、これ以後さまざまな事例が発覚、安心社会であった日本全体が信頼を求める社会へと急激にシフトした。日本の国民がもつ社会的な規範そのものを短期間で根本的に変えてしまったのである。かくして、「専門家としての倫理」が強く意識される結果になった。しかし行政が社会の信頼を回復するために打ったさまざまな対策には「倫理教育」という項目は前面にでてこなかった。それらは実務者教育と教育機関で行われる倫理教育にまかされる形になった。確認申請制度や建築士制度などの厳格化は、言うなれば犯罪が深刻化してきた場合の刑法の厳格化と同じような効果をもつ。しかし厳罰化だけでなく、犯罪を起こさない人を多く育てるという倫理教育も合わせて必要であることは論を待たない。ある人は、安全は日本の文化であると言った。我が国の安全文化の堅持には倫理教育の徹底が不可欠である。このような流れを受け、2006年度から学会倫理委員会の活動は活発化し、①建築に関する倫理的事例の調査・研究、②実務者向け倫理用教材の企画・刊行、③教材、技術者倫理研究会を通じた倫理教育の推進などの研究、開発を行っている。



図1 建築倫理用教材
Fig.1 Textbook on Ethics of Architects and Building Engineers Education

3. 建築学会の技術者倫理教材と小委員会の活動

建築を学習する上で必要な倫理を学ぶ入門書として先に紹介した『建

『建築倫理用教材』に続き、倫理委員会（高橋信之委員長）では本年度に『建築学会の技術者倫理教材』を発刊した。全国3カ所でその講習会が実施された。この教材では、実践的な技術者倫理の基礎を述べると共に、事件事故等の事例が重視されているのが特徴である。倫理綱領と行動規範の英文化も完成し、今後各国語に翻訳する予定である。また傘下に建築倫理事例活用小委員会（岡本達雄主査）を設けて事例収集とその活用に関する調査研究活動を行うこととした。小委員会の具体的な到達目標は、事例収集と整理および智慧化、eラーニング教材の作成や事例集の出版などである。一方教育・研究プログラム小委員会（石川孝重主査）では、教育・研究プログラムを検討することを任務としており、実務教育と大学教育に関する教育の現状についてアンケート調査を行い、どのような教育が求められているのか、その可能性について分析を進めている。

4. 企業・組織の倫理研修と教育機関の倫理教育の状況

建築界における倫理教育の現状をさぐるために、建築学会によるアンケート調査を本年2月に実施した。対象は、企業・組織と、高専から大学に至る高等教育機関である。企業・組織向けには894件送付し、74件の回答を得た。教育機関には250件送付し、50校52件の回答があった。詳しくは本年8月に行われる日本建築学会大会（仙台）の研究懇談会や各地の教材刊行講習会で発表されるが、ここでは概要を紹介する。

4.1 企業・組織の倫理研修

企業・組織では倫理に特化した教育というより、他の教育（コンプライアンスやCSR、人権等）のなかで倫理を扱っている方が多い（図2）。集合研修の形が多いが、独自に作成した研修教材を用いることが多い。ISOのために実施したという回答もあるが、研修開始時期は2003年から増えており、耐震強度偽装事件よりも先んじて活性化され、2006年に急増しているのが特徴である。倫理問題関連事例が研修やメール、ケースブック、マニュアル等を通じて紹介されている。講義内容では法令と倫理綱領やトラブル事例などが多く扱われている。このあたりは建築学会とのかかわりが薄く、技術者向けの研修と学会の諸活動、学会作成の教材の利活用は少ない。

4.2 教育機関での倫理教育

高専・大学での教育状況を図3に示す。倫理教育は教養科目や初學者教育で行われている低学年向け、建築技術者倫理に特化した高学年・大学院向けなど、いくつかのパターンに分類でき、対象学生には建築学科学生の場合と、広く工学部、全学生向けとするものがある。建築学科以外の学生が含まれる場合は事例が広く取り上げられるが、建築倫理には特化できない。教科書には図1の教材ほかさま

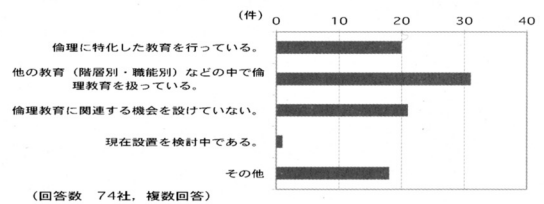


図2 企業・組織での倫理研修
Fig.2 Ethics Training in Companies and Organizations

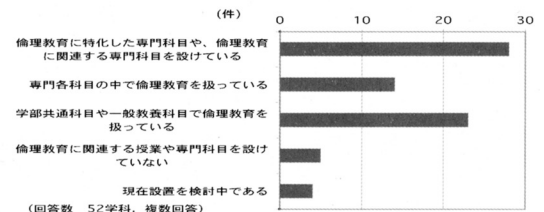


図3 教育機関での倫理教育
Fig.3 Ethics Education in Educational Institutes

ざまな書籍が利用され、学外講師やビデオも組み入れた複合的なプログラムが構成されている。教育方法の工夫として、事例分析の他にグループディスカッションやポスター発表等が導入されている。研究者倫理について触れている大学も存在する。倫理教育のきっかけはJABEEとする回答が多い。教育理念としてはさまざまなバリエーションがあるが、すぐれた技術だけでなく基本的な精神を身につけ、学生が常に自分自身の問題として倫理について思考できることを期待している。実務で教育が必要と考えられているものに、たとえば利益の相克や、発注者要望と設計内容とのバランス等があるが、教育機関でどう扱っているか詳細が分からず、今後の検討課題である。また実務と高等教育の関わりがまだまだ薄く、教育機関で学んだことの実務への展開の工夫が求められる。環境倫理については学生の関心が高く、こうした面を活用した教育も期待できる。

倫理教育は人から人への教育であり、無形で見えづらい、答えも1つではない。しかしそれらを教育していくためのヒントが調査に回答してくれた最先端のプログラムに秘められていることがわかった。これらの調査を通して学会としての提案を今後まとめていく予定である。

5. おわりに

職能団体の倫理綱領は当然のことながらそれぞれの職域に限定されるが、建築学会の倫理綱領は学会の公正中立性が最も発揮できる場所であり、それらを包含したものと位置づけられる。また、建築5団体で策定した「地球環境・建築憲章」は5団体共通の理念であり、倫理綱領を支えるものと考えられる。建築界の倫理の徹底に向けて建築学会の果たすべき役割は大きい。

引用文献

- 1) 石川孝重、竹俣祐佳：構造安全性能に関するリスクコミュニケーションのあり方—その2 耐震偽装問題にみる消費者が求める建築—、日本建築学会大会学術講演梗概集（九州）（構造I）、2008、pp.15～16、2007年8月。